

おいらせ町公契約条例より抜粋

受注者等の責務

受注者等は、労働基準法その他労働に関する法令を遵守し、労働者等の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

2 受注者等は、公契約及び下請契約等を締結するにあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 受注者等は、適正な価格による契約を締結すること。
- (2) 受注者等は、下請契約等を締結しようとするときは、その相手方に対し本条例を説明し、理解を得たうえで下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結すること。
- (3) 受注者等は、下請契約等の履行において、町内事業者の積極的な活用を図ること。

3 受注者等は、前条第1項の規定により、町が実施する公契約の適正化を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

誓約事項

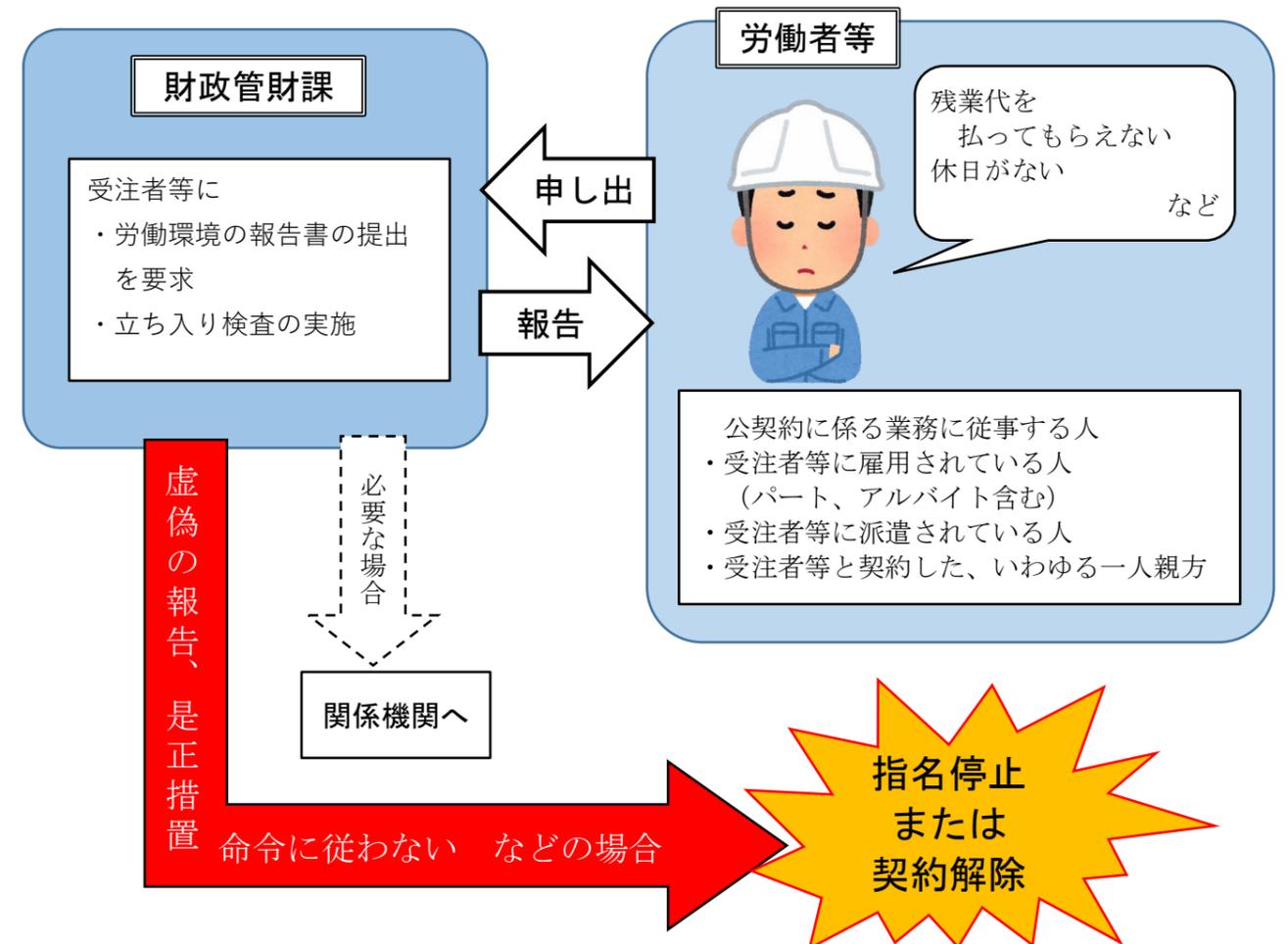
- ①労働関係法令を遵守すること。
- ②労働関係法令に関し是正勧告等があった場合、町へ報告すること。
- ③町からの報告の求め、立ち入り検査に誠実に対応すること。
- ④労働者の違反申出を理由に、解雇その他の不利益な取り扱いをしないこと。
- ⑤労働者に公契約条例の内容について周知すること。
- ⑥労働者の賃金水準引上げがあった場合は、下請契約等の契約金額の見直し、労働者の賃金引上げ等に適切に対応すること。
- ⑦町長の施策に協力すること。

～みなさんが働く職場の労働環境は守られていますか？～
おいらせ町公契約条例に定める
「違反申出」ができる契約です

違反申出とは？

受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反している疑いがある場合は、町長にその旨を申し出ることをいいます。

この契約の名称



問い合わせ先 おいらせ町財政管財課
管財係 0178-56-4278